

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

# 肝炎医療費および肝がん入院医療費の助成の有効期間を自動で1年延長します。

## ●有効期間の延長措置について

対象者 : 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する  
B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療に係る受給者証または  
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る参加者証(以下「受給者証  
等」という。)をお持ちの方

延長期間: 1年間

更新申請: 不要

▶現在お持ちの受給者証等の有効期間を1年延長した期間と読み替えてご使用いただけます。

例) 令和2年6月30日有効期間満了の受給者証等をお持ちの場合

→更新申請をすることなく、令和3年6月30日まで使用可能

▶自己負担上限額管理表が足りなくなった場合は、同封の様式をご利用ください。

## ●所得など申請事項に変更があった方について

受給者証等の記載事項等に変更が生じた場合(平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など)は、「変更申請」を行ってください。

▶原則として診断書の取得は不要です(肝炎受給者証をお持ちの方)。

▶外出自粛要請等を踏まえ、可能な限り、郵送等による手続きをお願いします。

▶治療の終了、中止等で継続して受給者証等を使用されない場合、保健所までご連絡をお願いします。

## ●すでに令和2年度の更新申請をされた場合

新しい受給者証等を発行いたします。

〈受付場所、問い合わせ先〉

名称	所在地	電話番号	管轄地域
大津市保健所	〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1明日都浜大津1階	077-522-7228	大津市
草津保健所	〒525-8525 草津市草津3-14-75	077-562-3526	草津市、栗東市 守山市、野洲市
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6147	甲賀市 湖南市
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1300	近江八幡市、東近江市 日野町、竜王町
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0281	彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6610	長浜市 米原市
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2419	高島市